羽曳野市一般介護予防事業ＬＩＣウェルネスゾーン運営業務に関する

公募型プロポーザル実施要領

１.目的

本要領は、「羽曳野市一般介護予防事業ＬＩＣウェルネスゾーン運営業務に関する公募型プロポーザル」に係る相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等必要な事項を定めるものとする。

２.業務概要

（１） 業務名　　羽曳野市一般介護予防事業ＬＩＣウェルネスゾーン運営業務
（２） 業務内容　別紙「ＬＩＣウェルネスゾーン運営業務仕様書」のとおり
（３） 履行期間　令和９年４月１日(木)から令和 12 年３月 31 日(土)まで

３．提案上限価格

本業務に係る提案上限価格は、以下の通りとする。上限価格を超えた提案は失格とする。本プロポーザルは、令和９年度当初予算の成立前に準備行為として実施するものであり、当該予算が減額又は否決された場合は、変更又は中止をすることがある。この場合において、本市は提案者が要した費用を補償しない。

提案上限価格　57,136,530 円
（令和９年度：19,045,510 円、令和 10 年度 19,045,510 円、
令和 11 年度 19,045,510 円）

４.実施方式

公募型プロポーザル方式

５.参加資格

（１）次の各号に掲げる要件の全てに該当する者は参加することができる。
①本市の入札等に係る令和７・８年度有資格者名簿に登録されている者。なお、本実施要領の公表時点において登録のない者が上記を満たすためには、次のアからオの要件を満たすものとする。
ア　次のいずれかに該当する者でないこと。
一　契約を締結する能力を有しない者
二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項各号に掲げる者
イ　羽曳野市の契約から暴力団排除措置要綱別表に掲げる排除措置要件の該当者でないこと。
ウ　営業について免許、許可又は登録を要するものにあっては、当該免許、許可又は登録を受けて

いること。

エ　令和８年４月１日現在において、続けて２年以上その営業を行っていること。

オ　国税及び都道府県税・市町村税を滞納していないこと。

②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に該当しない者

③本市及び他の自治体等から指名停止措置等を受けていない者

④私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第３条又は第８条第１号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から３カ月を経過している者

⑤近畿府県外において談合の容疑により会社の代表者、役員又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたことが明らかになった場合、その日から３カ月を経過している者

⑥羽曳野市暴力団排除条例（平成 24 年羽曳野市条例第 17 号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者

⑦会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

⑧平成 27 年４月以降に、自治体、その他公益団体等において、本件と関連又は類似するような業務契約の元請としての履行実績がある者

（２）共同企業体の資格審査は次のとおりとする。

上記に定める参加資格要件のうち①から⑦は、構成員の全てが満たすものとする。資格要件のうち⑧に掲げた要件は、少なくとも１以上の要件を構成員は満たした上で共同企業体として全てを満たすものとする。 共同企業体の構成員として本件に参加する者については、単独で参加資格を有している場合であっても、単独企業としての参加は認めない。また、他の共同企業体の構成員になることもできない。なお、再委託先を含め他の参加者となることはできない。また、 代表者が参加資格を欠くに至った場合、共同企業体は本件に関する参加資格を失うものとする。代表者以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を除外し、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加又は構成員の役割分担の変更を認める。

６.日程（予定）

選定委員会（第１回）	令和８年９月 28 日(月)
公示	令和８年 10 月９日(金)
実施要領等の配布	令和８年 10 月９日(金)～10 月 26 日(月)17:00
質問受付及び締切	令和８年 10 月９日(金)～10 月 21 日(水)17:00
質問回答	令和８年 10 月 26 日(月)
参加表明書等の提出期限	令和８年 10 月 26 日(月)17:00
選定委員会（第２回）	令和８年 10 月 28 日(水)
参加資格審査結果通知の送付	令和８年 10 月 30 日(金)
企画提案書等受付締切	令和８年 11 月 13 日(金)17:00

選定委員会（第３回）	令和８年 11 月 17 日(火)
結果通知	令和８年 12 月上旬（予定）
契約締結	令和９年４月１日（予定）

７.参加手続き及び応募書類について

（１）担当部署及び問い合せ先

〒583－8585　羽曳野市誉田４丁目１番１号　羽曳野市役所別館１階
羽曳野市保健福祉部　高齢福祉介護課　地域包括支援担当
担当者　髙城
TEL：072-958-1111（内線 2999）
FAX：072-950-1030
Mail：chiikihoukatsu@city.habikino.lg.jp

（２）実施要領等の配布

ア　配布方法
市ウェブサイトからダウンロード

イ　配布期間
令和８年 10 月９日(金)から 10 月 26 日(月)

(3) 参加表明書等の提出期限、提出場所及び提出方法

ア　提出期限
令和８年 10 月 26 日（月）17:00
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。9:00 から 17:00 まで）

イ　提出場所
上記（１）に同じ

ウ　提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。郵送の場合は令和８年 10 月 26 日必着）

(4) 応募資格確認書類（各１部）の提出

①プロポーザル参加表明書（様式第１－１号・様式第１－２号）
②会社概要書（様式第３号）・類似業務実績書（様式第４号）
③共同企業体協定書（例）（別紙１）　※共同企業体の場合のみ
④共同企業体に関する委任状（例）（別紙２）　※共同企業体の場合のみ
※共同企業体の場合のみ、全ての構成員分を提出
▼令和７・８年度有資格者名簿に登録の無い場合は次の⑤～⑧の資料を提出
⑤法人の登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（受付日から３カ月以内に交付されたもの）
⑥定款、寄付行為
⑦国税の納税証明書（その３の３）、及び都道府県税・市町村税の未納がないことの証明書

⑧法人の印鑑登録証明書

８.質疑回答

（１）質疑

受付日時：公募開始日から令和８年 10 月 21 日（水）17:00

※同日 17:00 までに様式第１号により参加表明している者のみメールで受付

Mail：chiikihoukatsu@city.habikino.lg.jp

（２）質疑様式等は、指定とする（様式質問票）。次の点に留意して記載すること。

ア　質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、ＦＡＸ番号及びメールアドレスを記載すること。

イ　質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

ウ　質問は指定された様式に記入し word 形式で送付すること。

（３）回答

回答日時：令和８年 10 月 26 日（月）

※質疑に対する回答は市 WEB サイトに公開する。

回答事項は質問内容及びその回答のみとし、質問者の名称は表示しない。

（４）その他

再質問は認めない。また、回答することにより事務等に支障が生ずると思慮される場合には回答しない。

９.応募書類

（1）提出書類

羽曳野市一般介護予防事業ＬＩＣウェルネスゾーン運営業務に関する公募型プロポーザル企画提案書作成要領のとおり

（２）提出期限

令和８年 11 月 13 日（金）　17：00

※郵送の場合は令和８年 11 月 13 日（金）必着

10. 候補者の選定に関する事項

（１）最優秀提案事業者（優先交渉権者）

最優秀提案事業者（優先交渉権者）の選定は、羽曳野市一般介護予防事業ＬＩＣウェルネスゾーン運営業務に関する公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

（２）提案事業者に期待する点

自立の高齢者が介護認定を受けないよう、効果の高い提案を期待する。特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、社会活動への

参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを支援することで、QOL の向上を目指すものとする。また、高齢者に対して介護予防の基本的な知識の習得や、運動習慣を身につけていただくプログラムを行い、健康で活動的な生活が続けることができるように介護予防や生活習慣病における一次予防に努めるものである。さらに、プログラムは 65 歳以上が対象で運動器の機能向上をメインとし、年間で最低でも合計 800 人以上の参加枠を設けるように計画する。プログラムは約３カ月のスパンで、週１回程度通える構成とし、安全に配慮したものを効果的に提供できるようにする。

（３）既存のトレーニング用品等の活用について

現在の指定場所で実施している介護予防事業で、使われているトレーニング用品等（別表）の活用を前提としたプログラムを作成することができる。新たな備品等が必要なプログラムを作成する場合は予算の範囲内で提案者が準備するものとする。

（４）プレゼンテーションについて

①事務局は、参加資格審査結果通知書にて参加日時を通知する。

②選定委員会は、事前に提出のあった羽曳野市一般介護予防事業ＬＩＣウェルネスゾーン運営業務に関する公募型プロポーザル企画提案書（以下「企画提案書」という。）に基づき、次のとおりヒアリングを実施する。

〇プレゼンテーションの内容や留意点

開催日及び場所	令和８年 11 月 17 日(火) 羽曳野市役所内会議室を予定
時間	プレゼンテーション 20 分以内 質疑応答適宜（合計所要時間 30 分以内）
内容	提出した企画提案書の概要説明 企画提案書に対する質疑応答
出席者	３名以内
出席者の条件	優先交渉権者となった場合に、本業務の責任者及び担当者となる予定の者を必ず含むこと。
使用機器等	概要説明にスライド、パワーポイント等使用する場合は、事前に報告するとともに、使用するパソコン等の機器は参加者で用意し、当日持参すること。 尚、スクリーン及びプロジェクターは本市で用意する。

（５）選定方法

企画提案書提出者を対象に、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、選定委員会が羽曳野市一般介護予防事業ＬＩＣウェルネスゾーン運営業務に関する公募型プロポーザル審査要領に基づき審査を行う。最優秀提案事業者（優先交渉権者）１者、次点提案者１者を選定する。ただし、企画提案書提出者が１者の場合は最優秀提案事業者（優先交渉権者）１者のみの選定となる。

（６）辞退する場合

参加者の都合により辞退する場合には、書面（任意様式）により記名押印の上、事務局へ持参又は郵送することとする。ただし、辞退した場合であっても、その後辞退したことによる不利益は生じない。

（７）審査結果の通知

選考結果は採否に関わらず、令和８年 12 月上旬に文書で通知する。なお、審査結果は、最優秀提案事業者（優先交渉権者）の企業名及び採点結果、次点者の採点結果は公表できるものとする。

11. 契約に関する事項

（１）契約の締結

本市は、選定で最優秀提案事業者（優先交渉権者）となった者と協議し、協議が整った場合は、その協議内容に基づき契約を締結する。ただし、最優秀提案事業者（優先交渉権者）と協議が整わない等の理由で契約が不調となった場合は、次点提案者を交渉権者として協議を行う。

（２）契約期間

令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日までとする。

12. 参加者の欠格に関する事項

参加者は、以下のいずれかの事項に該当した場合は、失格又は無効とする。

（１）提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）

（４）審査の公平性に影響を与える行為があった場合

（５）実施要項に違反すると認められる場合

（６）その他、指示した事項に違反した場合

13. その他

（１）本業務の選考に参加する費用は、全て参加者の負担とする。

（２）提出書類の提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りと本市との調整に基づく場合はこの限りではない。

（３）本件の応募に関し、審査等委員及び本件業務に従事する職員、関係者に対する接触を禁じる。接触の事実が認められた場合は、失格とできるものとする。

（４）提出書類は返却しない。なお、提出された書類は選定以外には使用しない。

（５）提出書類は原則として公開しない。ただし、本業務の選考に係る情報公開請求があった場合は、羽曳野市情報公開条例（平成 12 年羽曳野市条例第 42 号）に定めるところにより公開する場合がある。

（６）本業務へ２つ以上の提案はできないものとする。

（７）提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任はすべて参加者が負う。

（８）本プロポーザルは、本業務に対する優れた考え方を有する事業者を選定するものであり、提案内容が実際の事業内容にそのまま採用されるものではない。

（９）市から提供した資料などは、応募に係る検討以外の目的に利用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、承諾を得ることなく、第三者に対しこれを利用させ、又は内容を提示することを禁じる。